

歯学部特待生に関する内規（改正）

現行

昭和59年04月01日
昭和58年10月12日 一部改正
平成08年04月01日 一部改正
平成21年04月01日 一部改正
平成27年08月27日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正

改正

1 大阪歯科大学歯学部2年次以上の学生の中より下記の事項を具備している者を特待生とする。

1) 高潔な人格で高邁な識見を有する人物、並びに当該学年の全科目が70点以上、平均点が80点以上の成績優秀な者

2) 第4学年にあつては、1)に加えて共用試験（GBT、OSCE）の平均点が80点以上の者

3) 第5学年にあつては、5回の進級試験の平均得点率が80%以上の者

4) 当該学年の総授業コマ数の90%以上出席の者

1 大阪歯科大学歯学部2年次以上の学生の中より下記の事項を具備している者を特待生候補者とする。

1) 当該学年の総授業コマ数の90%以上の出席者で、高潔な人格と高邁な識見を有する人物

2) 第1～3学年にあつては、当該学年の各科目が70点以上で、平均点が80点以上の得点上位者

3) 第4学年にあつては、各科目が70点以上で、平均点が80点以上の者のうち共用試験歯学系（GBT、OSCE）の平均点が80点以上の得点上位者

4) 第5学年にあつては、全臨床知識試験の平均得点率が80%以上の得点上位者

5) 2)～4)の算出について再試験の結果は対象としない。

- 2 選考は、毎年度末、大阪歯科大学教務部委員会で行い、大阪歯科大学主任教授会を経て理事会が承認する。
- 3 発表は、毎年度当初に行い、当該年度の授業料のうち100万円を免除する。
- 4 特待生は、各学年3名以内を原則とし、該当者が3名を超える場合は、成績上位の者とする。

- 2 特待生の選考は、毎年度末、歯学部教務部委員会で行い、歯学部主任教授会を経て理事会が承認する。
- 3 発表は、毎年度当初に行い、当該年度の授業料のうち100万円を免除する。
- 4 特待生は、各学年3名以内を原則とし、該当者が3名を超える場合は、成績上位の者とする。なお、入学特待生の継続者はこれには含めない。

附 則

- 1 昭和59年 4月 1日
- 2 昭和58年10月12日 一部改正
- 3 平成 8年 4月 1日 一部改正
- 4 平成21年 4月 1日 一部改正
- 5 平成27年 8月27日 一部改正
- 6 平成29年 4月 1日 一部改正
- 7 2023年7月27日 一部改正